

I 介護予防訪問介護・介護予防通所介護について

平成26年6月25日に公布された「医療介護総合確保推進法」により、介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスは、平成29年度までにすべての市町で総合事業に移行するものとされています。

これに伴い、次のとおり扱われる予定です。

1 介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定の有効期限

指令書に記載された日付が平成30年3月31日を超えている場合であっても、平成30年3月31日で終了します。

2 総合事業のみなし指定

(1) 平成27年3月末現在で介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を実施している事業所は、市町から改めて事業所指定を受けることなく、平成27年4月1日に総合事業の訪問型及び通所型サービスのうち、現行の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同等のサービス（以下「現行の介護予防相当サービス」という。）を実施する、みなし指定の事業所（以下「総合事業みなし事業所」という。）となっています。

(2) みなし事業所としての有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日です。

（ただし、市町が別途平成30年3月31日より短い有効期間を定めた場合は、その定めた期間）

(3) 平成30年3月31日以降も現行の介護予防相当サービスを実施する場合には、被保険者の各市町で更新手続きを行ってください。

(4) 総合事業の訪問型及び通所型サービスのうち「緩和した基準によるサービス」を実施する場合には、別に市町の指定・委託等が必要となります。

(5) 平成27年4月1日以降に指定された事業所は、総合事業みなし事業所とはなりませんので、総合事業を実施する場合には、市町の指定が必要となります。

別紙①「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」（平成27年6月5日付け厚生労働省作成）の抜粋を参照

3 総合事業と介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスの混在

(1) 総合事業の開始時期は市町によって異なります。

(2) 平成27年4月1日から平成30年3月31日までは、総合事業と介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の利用者が混在する場合があります。

(3) 総合事業と一体で実施する場合の人員基準、設備基準等

別紙②「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」（平成27年6月5日付け厚生労働省作成）の抜粋を参照

4 総合事業を実施する場合の届出等

(1) 総合事業に関する体制届、変更届、休止届、廃止届は被保険者の市町に提出してください。（地域密着型サービスに準ずる）

(2) 介護予防訪問介護又は介護予防通所介護に関する届出は、指定の有効期限までは、従来どおりの届出が必要です。

5 地域密着型通所介護と介護予防通所介護

平成 27 年 3 月末現在で、定員が 18 人以下の通所介護を実施している事業所は、平成 28 年 4 月 1 日から、地域密着型通所介護に移行しますが、介護予防地域密着型通所介護という類型は設けられません。(介護予防通所介護の指定については、継続します。)

6 問合せ先

被保険者の市町にお問い合わせください。

II 地域密着型通所介護について

平成 26 年 6 月 25 日に公布された「医療介護総合確保推進法」により、平成 28 年 3 月末現在で、定員 18 人以下の通所介護を実施している事業所は、平成 28 年 4 月 1 日に、地域密着型通所介護のみなし事業所となる予定です。

これに伴い、次のとおり扱われる予定です。

1 通所介護の指定の有効期限

指令書に記載された日付が平成 28 年 4 月 1 日を超えている場合であっても、平成 28 年 3 月 31 日で終了します。

2 地域密着型通所介護の有効期限

通所介護の指令書に記載された有効期限までとなる予定です。

3 地域密着型通所介護を実施する場合の届出等

- (1) 被保険者の各市町で指定更新の手続きを行ってください。
- (2) 地域密着型通所介護に関する体制届，変更届，休止届，廃止届は被保険者の市町に提出してください。
- (3) 介護予防通所介護に関する届出は、指定の有効期限までは、従来どおりの届出が必要です。

4 問合せ先

被保険者の市町にお問い合わせください。

(ただし、現段階では省令等が施行されていないため、詳しい取り扱いについては分かり次第、情報提供いたします。)